

## 鹿児島県消費生活相談員人材バンク設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、県及び市町村の消費生活相談体制の強化を図るため、「鹿児島県消費生活相談員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を鹿児島県（以下「県」という。）に設置し、相談員の採用を希望する市町村と消費生活相談員として就業を希望する者との仲介を行うこと等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (人材バンクに登録できる者)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (5) 県が実施する「消費生活専門相談員資格取得支援講座」を受講した者（原則として、全講座のうち8割以上出席した者を対象とする。）

### (登録)

第3条 県は、前条に規定する者のうち登録を希望するもの（以下「登録希望者」という。）からの登録申出書（別記第1号様式）に基づき、人材バンクへの登録を行うものとする。

2 前項の登録は、人材バンク登録者リスト（以下「リスト」という。）への登載により行うものとする。

3 県は、第1項の登録を行った場合は、登録希望者に対し、登録した旨を通知するものとする。

### (登録内容の確認)

第4条 県は、人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に対し、毎年度定期的に登録内容を確認するものとする。

### (登録の変更)

第5条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに、県に対し、登録変更申出書（別記第2号様式）を提出するものとする。

- 2 県は、前項の登録変更申出書の提出があった場合、速やかに変更登録を行うものとする。
- 3 変更登録に当たっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(登録の抹消)

第6条 登録者が県外に移転した場合又は人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、登録者は、速やかに、県に対し、登録抹消申出書（別記第3号様式）を提出するものとする。

- 2 県は、前項の登録抹消申出書の提出があった場合、速やかに登録抹消申出書を提出した者に係る登録を抹消するとともに、当該者に対し、登録を抹消した旨を通知するものとする。

(リストの活用方法等)

第7条 登録者の採用を希望する市町村は、県に対し、情報提供依頼書（別記第4号様式）を提出するものとする。

- 2 県は、市町村から依頼があった場合は、リストに掲載された情報に基づき、速やかに情報提供するものとする。
- 3 市町村は、県から情報提供を受けた後、当該登録者に対し、勤務条件等を説明し、採用面接等により採用の可否を決定するものとする。
- 4 市町村は、前項の採用の可否の内容について、県に報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。
- 5 県は、県消費生活センター及び大島消費生活相談所において登録者の採用を希望する場合において、リストを活用することができるものとする。

(情報の管理)

第8条 県は、登録者から知り得た個人情報について、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）等の関係法令に則し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、消費者行政推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。